ゴミ公害がやってきた

ゴミの3ない運動にご協力を

◎年々ふえるゴミの量

ゆたかな消費生活によって家庭等から出されるゴミの量は、年を追ってふえ続け昭和三十年と比べて、約四倍にも達し市町村のゴミ焼却炉も埋立場も満ぱいで、河川や空地に不法投棄がたえない状況です。焼却場で処理できる量は全体の約半分とされ、このまゝの状態でいくと焼却場をいくら作ってもたりず、ゴミの中で生活しなければならなくなります。

◎ゴミはなぜふえる

ムダな商品包装もその原因の一つになっています。

中味が小さいのに入れ物や包装品だけが大きく、しかも豪華になっているのがその例です。商品の中味をとりだすと、ムダな包装品等がいかに多いか、結局はゴミまで買っていることになりはしないでしょうか。このことは消費者だけでなく、商社や販売店も一体的に考える必要があります。

◎かしこい消費者になろう

まず私達は、かしこい消費者になることが必要です。

商品の値段は、品物代プラス包装代というのが当然であり、包装代も値段の一部ですから買い物するには、カゴ、フロシキをもっていくことがかんじんです。

◇ゴミを売らない
◇ゴミを買わない
◇ゴミをつくらない

これが、ゴミの3ない運動です。

ゴミは皆さんの大切な税金で処理されています。この3ない運動をスローガンとしてお互によびかけ協力しあって環境衛生の向上に努めましょう。

用水路等にゴミや汚物をすてないように

最近、農業用水路や排水路にゴミや汚物をすてる人が多くなり、これが田に入ったり又は水路をつまらせたりして大きな障害になっています。

下流では、毎日多くのゴミが集積され、その仕末には大変苦労していますので、たとえ小さいゴミでもどんな少ない汚物でも、水路等へ投げすてないようご注意願います。

伊藤威夫氏 叙勲受章

本村の名誉村民である前村長の伊藤威夫氏（71才）は、昭和四十七年春の叙勲に当り地方自治功労者として勲六等旭日単光章が授与された。

去る、五月六日には直知事から伝達をうけ、又、五月十一日には皇居で夫人同伴で出席の上、叙勲に対する賜謁をうけられました。

火の用心 ―焼けぬ用心
建物共済 ―焼けての用心

オレの家にかぎり火事は出ない、これからだって絶対ない。もちろんそれが一番です。けれども各地で燃えています。

横越村でも、この一年間に四件が発生し、尊い財産が灰となっています。火災の原因別では「電気」「ガス」「石油」などの熱源による事故が多く、現代の生活様式の向上を反映しています。

ことに農家は兼業化による出稼が多く、いくら自分の家で気をつけていても、類焼をまぬがれない場合があります。

建物共済は、以前は農業共済組合が取扱い、安くて有利な火災保険（一〇〇万加入で掛金一、六〇〇円）だと親しまれてきましたが、農業共済組合が村へ移管されてから、共済業務は、役場産業経済課が行っていますので、未加入の方は、早速加入を、小額加入の方は増額加入を、おすすめします。

尚、加入についてのくわしい点は、直接役場産業経済課におたずね下さい。

農家は全戸建物共済に加入しましょう

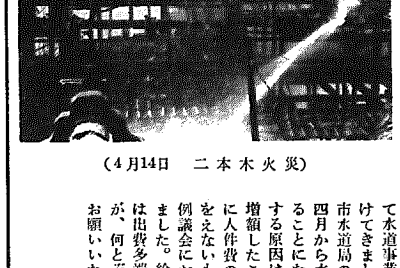

（4月14日　二本木火災）

給水家庭の皆さんへ
水道料四月から改正

日頃皆さんのご協力によって水道事業も円滑に運営を続けてきましたが、先ほど新津市水道局の要請があり、今年四月から水道料金を値上げすることになりました。値上げする原因は受水費用が二十%増額したことと、諸物価並びに人件費の増高等によるやむをえないもので、さる三月定例議会において改正議決されました。給水家庭の皆さんには出費多端のことと思いますが、何とぞご協力下さるようお願いいたします。

給水使用料の改定表

（47.4.1より適用）

種別	用途		基本料金（1ケ月につき） 使用水量	旧料金	新料金	超過料金（1㎥につき） 旧料金	新料金
一般用	一般用		10㎥まで	300	350	30	35
専用	営業用		20㎥まで	600	700	40	45
	官公署 学校用	小口（50㎥以下）	20㎥まで	600	650	40	45
		大口（300㎥以上）	50㎥まで	1,500	1,600	40	45
	工場用		100㎥まで	4,000	4,000	40	40
共同			1世帯に付10㎥まで	250	250	25	25
臨時			10㎥まで	900	900	90	90

工場用、共用、臨時の料金は改定せず。

三市中蒲消防大会
6月11日横越村で

ハシゴ車の出演と市中パレード

旧中蒲地域の新津、五泉、白根、村松、亀田、小須戸、横越の七ヵ市町村で構成する「消防三市中蒲原支会」では毎年一回消防技術の向上と、消防団員の士気の高揚および消防活動等の啓発を画る目的で、七ヵ市町村合同の消防演習を行なっています。

今年の合同演習は、きたる六月十一日に横越中学校グラウンドで行なわれるもの。

当日は県知事、県会議長等の来賓をむかえて、村の消防団員全員が出動し、他市町村からは自動車ポンプ六台と梯子車等が参加する。

これが一堂に会し操法訓練と放水訓練を行ない、最後に国道四十九号線の村中（農協倉庫前より横雲橋まで）を、バトンガールを先頭に又、横越小学校前には新潟市消防本部の音楽隊を配置し、盛大な市中パレードを行ないます。

なお当日の日程は次のとおりですから、多数の参観を期待しています。

△消防大会日程▽

九・〇〇　挨拶表彰式
一〇・〇〇　閲団、点検
一〇・三〇　操法訓練
一〇・三〇　村内一周自動車パレード
一〇・四〇　放水訓練（横中下手水路）
一〇・五〇　梯子車模範演技（公民館前）
一一・一五　市中パレード
一二・一〇　講評、解散

75才以上の医療費
今年四月から無料化

村では老人福祉および保健の向上を画る目的で、今年三月の定例議会において、七十五才以上の方の医療費について無料化するための「高令者医療費補助に関する条例」を議決制定しました。

国では、昭和四十八年一月から高令者の医療費を無料にする予定になっていますが、村では、それに先がけて今年四月一日から実施するものです。今後七十五才以上の方が医療をうけられる場合は、村が発行する「高令者医療証」を被保者険証とともに医院等の窓口に提出し、自己負担分は今までどおり支払いをされ村で定める「医療費補助申請書」に一カ月分まとめて医師から証明してもらい（社会保険は附加給付証明書を添付）翌月五日まで住民課へ提出されると、その月中に立替された分について支払いをすることになります。

国民年金の「加算年金」に加入しましょう

1/3国庫補助づき

国民年金の所得比例制をご存じですか

これは〝老後を考えれば少しでも多く〟の年金が欲しい〟大勢の皆さんのこうした要望で設けられた制度です。皆さんは、老後につい、どのような設計をおもちでしょうか。

現在、国民年金の老令年金を受けている人の中には、この所得比例制がもう少し早くできていれば、と今さら残念がる人も大勢おられます。

老後を迎えられた皆さんの年金に寄せる期待の大きさと子供には、あまり負担をかけたくないとする親心のうかがえる一コマといえましょう。

この所得比例制へは、希望すればいつでも加入することができ、定額部分の保険料四百五十円（昭和四十七年七月より五百五十円）に所得比例保険料三百五十円を上積みして納めることになります。

この三百五十円に対してもその号にあたる額（百十六円）を国が負担します。

このように保険料が二本だてとなりますが、受ける年金額はつぎの表のように有利になります。

国民年金は、今後ますます改善がすすめられ、受けがいのある年金として皆さんの老後のくらしを支えていくことになります。あなたもぜひ、この所得比例制へ加入するようおすすめします。

加入の手続きは簡単です。役場住民課へ、申し出ください。

老令年金額表

保険料納付年数	普通年金額	所得比例の場合に加入した年金額
10年	60,000円	81,600円
15〃	72,000	104,400
20〃	84,000	127,200
25〃	96,000	150,000
30〃	115,200	180,000
35〃	134,400	210,000
40〃	153,600	240,000

役場機構一部変る
企画課が発足

三月定例議会において課制条例の一部が改正され、四月一日から従来あった調査室が廃止となり、新たに企画課が設けられました。

企画課の業務は、亀務課と建設水道課の業務が一部移行し、次のような業務を行なうことになりました。

◎企画課業務
1.村勢各計画に関すること。
2.広域行政に関すること。
3.都市計画に関すること。
4.重要事項の調査に関すること。

毎月二十日は商工相談日
会場＝公民館

村は、商工振興会および亀田商工会議所と協議し、商工業者の経営相談、あるいは制度金融、労災保険等の指導助言に応じるため毎月二十日を商工相談日と定めて横越村公民館に開設しています。

相談日には、亀田商工会議所の職員と村の職員等が出張し、相談に応じますので気軽においで下さい。

国民年金の相談は国民年金委員へ

国民年金委員の担当は、次のとおりです。

横越　神田恒吉
〃　五十嵐七次
〃　渡辺三伊
川根谷内　佐久間順
沢海　伊藤伊吉
〃　星節
木津　今井文也
〃　三井次作
二本木　井越吉平
小杉　石井徳蔵
〃　稲村倉二
〃　岩田恰一
藤山駒込